

岡山県公報

岡山県



目次

担当課（室）

【告 示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

- 平成二十八年度管理美容師資格認定講習会の指定

生活衛生課

- 平成二十八年度管理美容師資格認定講習会の指定

"

- 指定介護予防サービス事業者の指定

長寿社会課

【公 告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

- 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

課

経営支援課

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 公共測量の実施

"

耕地課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

- ○ ○
〃 〃 〃
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【公安委員会】

- 警備業法に基づく講習
- 警備業法に基づく検定

生活安全企画課

"

"

"

"

◎岡山県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

一般財団法人仁厚医学研究所児島中央病院

倉敷市児島小川町三六八五番地

平成二十八年四月三十日

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

◎岡山県告示第二百九十二号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十八年九月十二日

第二日 平成二十八年九月二十六日

第三日 平成二十八年十月三日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

三十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階

電話〇八二―二三六一―一五〇

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

◎岡山県告示第二百九十三号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

三 講習日程

第一日 平成二十八年九月十二日

第二日 平成二十八年九月二十六日

第三日 平成二十八年十月三日

四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社

岡山県岡山市北区柳町二丁目一番一号

五 講習予定人員

百七十名

六 受講料

一万八千円

七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目二番二七号広島日興ビル六階

電話〇八二―二三六一―一五〇

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

◎岡山県告示第二百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

肥後薬局

2 所在地

岡山県玉野市築港一丁目一五番二三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社肥後薬局

2 所在地

岡山県玉野市築港一丁目一五番二三号

三 指定年月日

平成二十八年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三四〇四一〇三五〇

五 サービスの種類

介護予防居宅療養管理指導

〔一八二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こうけんすみくら

三 代表者の氏名

水川 一

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島服部字弥高三七八八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者等に対して、成年後見等に関する事業を行い、障がい者等が安心して日常生活が送れるようにするとともに、関係専門職との連携をとり、会員の資質の向上と活動に関する相談に乗ることにより障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔二八三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ありがとう

三 代表者の氏名

山下 文雄

四 主たる事務所の所在地

倉敷市新田二七六二番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、何らかの障がいを持った人及び高齢者に対して、障害者総合支援法と介護保険法に関する事業を行い、より多くの方が地域の中で、楽しく生き甲斐を持つて暮らしていけるようサポートし、広く地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二八四〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行 つた者の 名称	浅 口 市	
調査を行 つた期間	平成二十六年四月 ） 平成二十八年一月	
成果の 名称	浅口市 地籍図及び 地籍簿	
調査を行 つた地 域	寄島町の一 部	
認 証 年 月 日	平成二十八年四月二十 七日	

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔二八五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス長船店
所在地 瀬戸内市長船町土師字松ヶ端一六六番ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十二月二十六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 六十七台
(2) 駐輪場の収容台数 二十一台
(3) 荷さばき施設の面積 六十五平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十三・五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

午前十時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成二十八年四月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔一八六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

（変更前）代表取締役 佐藤 隆

（変更後）代表取締役 辻田 泰徳

4 変更年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成二十八年四月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年五月十三日から同年九月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔二八七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		住 所		理事 監事	
廠舎池土地改良区		氏 名		氏 名		氏 名		勝田郡奈義町上町川三八二		理事 監事	
		赤座 強								理 事	
		浅野 徹								〃	
		浅野 芳宏								〃	
		植月 平		植月 平						〃	
		赤座 美久		赤座 美久						〃	
		赤座 司								〃	
		岸本 要		岸本 要						〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	
										〃	

〔一八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市河本土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市河本地内の一部
測量の種類	基準点測量
測量期間	平成二十八年五月二日から平成二十九年三月三十一日まで

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔一八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字岡松三五七一―四、三五七二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一〇八一三エクリールB棟二〇五

松野 幹男

三 許可番号

岡山県指令建指第三四八号

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔一九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一七四―一、一七七―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市四十瀬三〇八―八

株式会社岡山ウッドハウス

代表取締役 岡 新治

三 許可番号

岡山県指令建指第二八八号

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔一九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字宮ノ後八五九一―一、八五九一―二、八五九一―四、八六二一―一〇、字高畑
一二一四―三二、一二一四―三三、一二一八―一、一二一八―四、一二一九―一、福
井一六五〇―五、一六五〇―五地先水路、字中畑九〇―四の一部水路、九一―三の一
部水路、九一―五の一部水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一―一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

三 許可番号

岡山県指令建指第三一八号

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔一九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一七四―一、一七七―一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市四十瀬三〇八―八

株式会社岡山ウッドハウス

代表取締役 岡 新治

五 許可番号

岡山県指令建指第二八八号

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

〔一九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字宮ノ後八五九一、八五九一二、八五九一四、八六二一〇、字高畑
一二一四一三二、一二一四一三三、一二一八一、一二一八一四、一二一九一、福
井一六五〇一五、一六五〇一五地先水路、字中畑九〇一四の一部水路、九一一三の一
部水路、九一一五の一部水路

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において
閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一一
株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

五 許可番号

岡山県指令建指第三一八号

◎岡山県公安委員会告示第七十四号

警備業法（昭和四十七年法律百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十三日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成二十八年八月二十三日（火曜日）から同月二十五日（木曜日）までの三日間	午前九時から午後五時三十分まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十八年七月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

二万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了審査を実施する。

◎岡山県公安委員会告示第七十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十三日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級		試験 区分	実施期日	時 間	場 所
施設警備業 務（一級）	学科 試験	平成二十八年 十月七日（金 曜日）	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎	
	実技 試験	平成二十八年 十月二十九日 （土曜日）	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター	

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

平成28年5月13日 岡山県公報 第11786号

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年八月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第七十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十八年五月十三日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	学科試験			
施設警備業務（二級）	試験	平成二十八年十月七日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一―二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十八年十一月五日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一―二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十八年八月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。